

第2章 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料などの諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合には、1年間に1,650円(税込)、但し、3年分一括払いの場合は3,960円(税込)の口座管理料をいただきます。
- ・ 上記のほか、外国証券をお預かりする場合には、1年間に3,300円(税込)、但し、3年分一括払いの場合は7,920円(税込)の口座管理料をいただきます。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいただいておりません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券をお預かりする場合は、口座管理料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- * お客様から解約の通知があった場合
- * この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- * お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、総会屋、その他反社会的勢力であると判明し、当社が取引申し込みを拒否し又は解約を申し出た場合
- * お客様が口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- * お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信頼を毀損し、又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出た場合